

## 契 約 条 項

### 1. 調達件名

別紙仕様書のとおり

### 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第4条の規定に該当しない者であること。
- ② 国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和3年度に北海道地域の「役務の提供等」のA, B, C又はD等級に格付けされている者であること。（資格審査結果通知書の写しを提出すること。）
- ④ 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3. 競争執行の日時及び場所

令和4年2月4日 16時00分

帯広市稲田町西2線11番地 帯広畜産大学総合研究棟I号館E2501

### 4. 入札保証金及び契約保証金

免 除

### 5. 納入場所

国立大学法人小樽商科大学 事務局施設課

国立大学法人帯広畜産大学 事務局施設課

国立大学法人北見工業大学 事務局施設課

### 6. 納入期限

令和4年3月31日

### 7. 契約書の作成

本入札の落札者は、別紙契約書（案）により、契約書の作成を要す。

### 8. 検 査

帯広畜産大学指定の検査職員が行う。

### 9. 代金の支払

完納検査後1回に支払う。

### 10. その他

- ① 入札書は直接提出しなければならない。郵便、電信その他の方法による入札は認めない。
- ② 入札参加者は、別冊「入札心得書」を熟知すること。

# 仕様書

## 1. 件名

建築図面等電子化及びデータ処理業務 一式

## 2. 概要

小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学における建築図面等の原図（以下「電子化対象図面」という。）をパソコンにて扱える電子画像データに変換後、ファイル名を付与する作業を行う。

なお、電子画像データは Adobe 社の PDF 形式（以下「PDF」という。）とし、外付け HDD に保管したもので提出する。

## 3. 納入場所

小樽商科大学	事務局	施設課	小樽市緑3丁目5番21号
帯広畜産大学	事務局	施設課	帯広市稲田町西2線11番地
北見工業大学	事務局	施設課	北見市公園町165番地

## 4. 納期

令和4年3月31日（木）

## 5. 予定数量

各大学における電子化対象図面の概数は以下のとおり。

小樽商科大学	約 7,500 枚
帯広畜産大学	約 10,500 枚
北見工業大学	約 3,000 枚
計	約 21,000 枚

なお、全ての図面はトレーシングペーパーの A1 サイズとする。

## 6. 電子化対象図面の貸与及び返却方法

電子化対象図面は貸与品とする。

電子化対象図面は、契約後通知する各大学の担当者と連絡調整のうえ、各大学において借用し、業務完了後、速やかに各大学に返却すること。

なお、借用・返却にかかる費用はすべて請負者の負担とする。

## 7. 業務内容

以下の要領により電子化対象図面を電子画像データ化すること。

- (1) ファイル形式は PDF、400dpi 以上のモノクロとする。
- (2) 電子化対象図面の分割は不可とし、原稿サイズどおり電子化すること。
- (3) ファイル名は、次に示す英数字 11 桁とし、大学毎に外付け HDD に格納すること。

大学名	学校番号 (機関番号 下 1 桁)	棟番号 (実態報告 棟番号)	区分 1 (新築・ 改修)	年度 (区分 1 の 年度)	区分 2 (工事種別)	番号 (ユニーク・ 連番)
小樽商科大学	4	3 桁	新築 : 0	西暦 4 桁	建 : a	1 桁
帯広畜産大学	5	建物以外は 999	改修 : 1		電 : e	
北見工業大学	6		その他 : 2		管 : m その他 : c	

(例)

平成 2 年度 小樽商科大学学生会館新営その他工事 → ファイル名 415001990a1

- (4) 外付け HDD は請負者が用意すること。
- (5) ファイル名の付与に参考となる情報は、対象化図面借用時に各大学担当者が付箋紙等の方法により示すものとする。

## 8. 納入方法

ファイル名を付した電子画像データを格納した HDD を各大学担当者宛に一括提出すること。

## 9. 代金の請求方法及び支払

- (1) 代金の請求は、各大学に納入した分をとりまとめ、請求書は帯広畜産大学経理課に送付するものとする。
- (2) 代金の算定は、とりまとめた数量に契約単価を乗じて得た額で算出するものとする。  
なお、当該金額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (3) 代金の支払いは、適正な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

## 10. その他

- (1) 本業務の履行にあたり、必要となる経費はすべて本調達に含むものとする。
- (2) 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び請負者双方の協議により処理するものとする
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び請負者で協議の上、決定するものとする。

## 入札心得書

1. 競争加入者は、公告(又は指名通知)及び本心得書を熟知の上、入札すること。
2. 競争加入者は、公告(又は指名通知)に示した日時までに仕様書、図面、現場等を熟知しておくこと。入札後において、この心得書に掲げた事項及び仕様書、図面、現場の不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。
3. 競争加入者は、入札の際、別に交付された一般競争(指名競争)参加資格認定通知書若しくは一般競争(指名競争)参加資格者名簿登載通知書又はその写しを提示して、当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
4. 競争加入者は、代理人に入札させるときは、別紙様式1による委任状を提出しなければならない。
5. 入札書の記載について
  - ① 入札書は、別紙様式2により作成し、競争加入者の住所氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記載の上、押印すること。  
但し、代理人が入札をするときは、競争加入者の氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
  - ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
  - ③ 入札金額は1枚当たりの単価を記載すること。
  - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
6. 競争加入者は、入札書を封書に入れ密封し、その封皮の表面に「令和4年2月4日 建築図面等電子化及びデータ処理業務一式の入札書在中」と朱書きし、且つ氏名(法人の場合は、名称又は商号)を明記して、提出すること。
7. 競争加入者は、事由の如何にかかわらず、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
8. 次の各号に該当する入札書は無効とする。
  - ① 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
  - ② 請負に付される工事若しくは件名の表示又は供給物品名の記載のない入札書
  - ③ 入札金額の記載のない入札書
  - ④ 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
  - ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合はそ

の名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

⑥ 調達に付される工事若しくは件名の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書

⑦ 入札書の記載が不明確な入札書

⑧ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していない入札書

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書

9. 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は、入場することができないものとする。

10. 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができないものとする。

11. 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。

12. 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者を落札者とする。但し、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13. 競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

14. 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内(落札者が遠隔地である等特別な事情があるときは、合理的と定めた期日まで)に契約書の取り交しをするものとする。

15. 本学が発注する契約に係る、一般競争又は指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、この心得書に定めるもののほか、国立大学法人帯広畜産大学が定めた役務請負契約基準に定めるところによるものとする。

[別紙様式2] 【競争加入者本人が入札する場合】

## 入 札 書

件 名 建築図面等電子化及びデータ処理業務 一式

入札金額 1枚当たり 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

印

[別紙様式2] 【代理人が入札する場合】

## 入 札 書

件 名 建築図面等電子化及びデータ処理業務 一式

入札金額 1枚当たり 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

代 理 人 (氏名)

⑩

[別紙様式2] 【復代理人が入札する場合】

## 入 札 書

件 名 建築図面等電子化及びデータ処理業務 一式

入札金額 1枚当たり 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

復代理人 (氏名)

⑩



[別紙様式1] 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

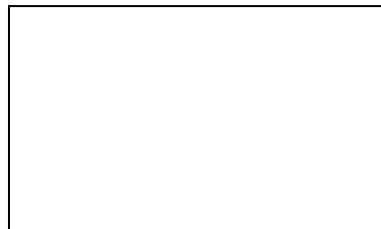
⑩

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和4年2月4日帯広畜産大学において行われる建築図面等電子化及びデータ処理  
業務一式の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式 1] 【支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名） ⑩

私は、下記の者を代理人と定め、令和4年2月4日帯広畜産大学において行われる建築図面等電子化及びデータ処理業務一式の一般競争入札に関して、下記の一切の権限を委任します。

### 記

受任者（代理人）（住所）

（氏名）

### 委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式1] 【支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）

（氏名）

⑩

私は、 \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_（競争加入者）の  
復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和4年2月4日帯広畜産大学において行われる建築図面等電子化及びデータ処理  
業務一式の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



# 請負契約書(案)

請負件名 建築図面等電子化及びデータ処理業務一式 (単価契約)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学 (以下「甲」という。) と請負者 (以下「乙」という。) との間において、上記の建築図面等電子化及びデータ処理業務 (以下「業務」という。) について、下記の請負代金額で契約を結ぶものとする。

第1条 請負代金額は、1枚当たり金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は別紙仕様書に基づき、信義と誠意をもって業務を実施するものとする。

第3条 業務の完了期限は、令和4年3月31日とする。

第4条 請負代金の支払いは、業務完了後、別紙仕様書に基づき算出した額を請求するものとする。

2 甲は、適正な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

第5条 請負代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第6条 契約保証金は免除する。

第7条 本契約の履行中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害について賠償の責を負うものとする。

第8条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第9条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第11条 この契約に関する紛争については釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地  
国立大学法人帯広畜産大学  
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙